

平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 大王製紙株式会社
代表者名 取締役社長 井川 意高
(コード番号 3880 東証第一部)
問合せ先 取締役総務部長 田中 幸広
(TEL. 03-3271-1442)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 98 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 事業の多様化に対応するため、現行定款第 3 条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 公告に関する利便性の向上及び費用の削減を図るため、現行定款第 5 条（公告の方法）を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにより、株券の発行に関する規定を削除するとともに、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿の用語についても削除いたします。

また、株券喪失登録に関する規定を附則に移行するとともに、株券の発行に関する規定等を削除することに伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日（金）

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 紙・板紙・パルプ及びその副産物の製造加工並びに販売 (新 設) (新 設)</p> <p>(2) 前号に関連するプラントの設計、据付、売買並びに技術指導</p> <p>(3)～(13) (条文省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2 当社は、第7条の定めにかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 紙・板紙・パルプ及びその副産物の製造加工並びに販売</p> <p><u>(2) 日用品雑貨の製造加工並びに販売</u></p> <p><u>(3) 機能性フィルム、粘着シート及び粘着剤等合成樹脂材料の製造加工並びに販売</u></p> <p><u>(4) 前各号に関連するプラントの設計、据付、売買並びに技術指導</u> (以下、号数を繰り下げる)</p> <p><u>(5)～(15)</u> (現行どおり)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の種類)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社の株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 11 条</u> 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせる。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 12 条</u> 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取その他株式に関する事項については、<u>取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第 13 条～第 37 条</u> （条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>（以下、条数を繰り上げる）</p> <p><u>第 11 条～第 35 条</u> （現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p><u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条</u> 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削除するものとする。</p>